

令和7年度 名取市一般廃棄物処理実施計画

名取市告示第100号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度名取市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、名取市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和52年条例第20号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

名取市長 山田 司 郎



記

第1 総 則

- この計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 市は、家庭及び事業所から排出される一般廃棄物を、市民または事業所からの申請に基づき、以下の方法により処理する。
- 一般廃棄物のうちごみの収集・運搬及び処理については、事業活動に伴って排出されるごみの収集・運搬を除き、亘理名取共立衛生処理組合において行う。
- 一般廃棄物のうちし尿等の収集・運搬及び処理については、浄化槽汚泥の収集・運搬を除き、亘理名取共立衛生処理組合において行う。

第2 基本的事項

- 処理区域 名取市全域
- 一般廃棄物の発生量の見込み

(1) 推計人口

令和2年以降、人口は横ばいで推移しており、令和7年の推計人口は令和6年と同程度を見込む。

	令和3年 (実績)	令和4年 (実績)	令和5年 (実績)	令和6年 (実績)	令和7年 (見込み)
推計人口	78,640 人	78,778 人	78,880 人	78,965 人	79,012 人
前年度比	▲0.10%	+0.18%	+0.13%	+0.11%	+0.06%

※ 各年10月1日現在（宮城県の市町村推計人口より）

(2) ごみ排出量

亘理名取共立衛生処理組合の「一般廃棄物処理基本計画（令和7年3月改定）」において、1人1日当たりごみ排出量を、平成30年度から令和10年度までに25g減量することを目標にしている。

令和7年度の総排出量については、3Rの推進、ごみや資源物の分別排出の更なる周知を図りながら1.00%減を目標とし、1人1日当たり排出量については849gにすることを目標とする。

<ごみ総排出量>

項 目		令和5年度（実績）	令和6年度（推計値）	令和7年度（見込み）
岩沼東部環境 センター 搬入量	可燃ごみ	19,728.08 t	19,520.94 t	19,325.73 t
	粗大ごみ	1,314.78 t	1,300.97 t	1,287.96 t
	資源ごみ	3,885.72 t	3,844.92 t	3,806.47 t
	有害ごみ	62.32 t	61.67 t	61.05 t
総 排 出 量		24,990.90 t	24,728.50 t	24,481.21 t
前 年 度 比		▲4.65%	▲1.05%	▲1.00%

<市民1人1日当たりごみ排出量>

項 目	令和5年度 （実績）	令和6年度 （推計値）	令和7年度 （見込み）
年間日数	365 日	366 日	365 日
市民1人1日当たりごみ排出量	868 g	856 g	849 g
前 年 度 比	▲4.82%	▲1.38%	▲0.82%

(3) し尿・浄化槽等汚泥排出量

公共下水道等の整備による水洗化の普及が進み例年減少傾向で推移していること、及び令和7年度から農集排が下水道に切り替わり污水处理施設の貯留槽等に残っている分約 270,000程度の汚泥排出で完了することから、令和7年度の排出量については、15.77%の減を見込む。

項 目		令和5年度（実績）	令和6年度（推計値）	令和7年度（見込み）
浄化 センター 搬入量	し 尿	1,043,700 ㍓	1,025,748 ㍓	1,010,362 ㍓
	浄化槽汚泥	3,615,400 ㍓	3,553,215 ㍓	3,499,917 ㍓
	農集排汚泥	1,115,670 ㍓	1,096,480 ㍓	270,000 ㍓
総 収 集 量		5,774,770 ㍓	5,675,443 ㍓	4,780,279 ㍓
前 年 度 比		▲2.14%	▲1.72%	▲15.77%

第3 一般廃棄物処理実施計画

1 分別区分及び収集・運搬について

(1) 一般廃棄物の処理について

一般家庭から排出されるごみ及び資源物は、亘理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集・運搬を行い、岩沼東部環境センターに搬入し処理する。

事業に伴って排出されるごみ及び資源物については、事業者自らが岩沼東部環境センターに搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を依頼する。

分 別 区 分		収集回数	収 集 方 法	処 理 方 法
一般家庭の日常生活から排出されるごみ・資源物	焼却ごみ (1回当たり 45ℓまたは20kg 以下)	週2回	市民が指定袋または指定容器でごみ集積所に集積し、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	焼却のち埋め立て
	缶類、びん類	週1回	市民がごみ集積所に設置された回収容器に集積し、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	前処理のち資源化
	ペットボトル、プラスチック資源、紙箱・紙袋・包装紙類		市民が指定袋でごみ集積所に集積し、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	
	紙パック、段ボール、新聞・雑誌類、布類	月2回	市民が種類別に十字に結束、ごみ集積所に集積し、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	前処理のち資源化
	金属製品類、ガラスくず類、せともの類、複合素材製品類	月1回	市民がごみ集積所に設置された回収容器に集積し、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。	前処理のち資源化
	有害・危険ごみ			前処理のち資源化または埋め立て
	粗大ごみ及び上記の重量等の制限を超える一時的な多量ごみ		市民が岩沼東部環境センターに直接搬入するか、代行運搬受付センターに申込みを行い、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が収集する。 直接搬入ができず、代行運搬受付センターの予定とも合わない場合は、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集する。	前処理のち資源化または焼却もしくは埋め立て
動物の死体	処理の申し込みがあったもの		市民が自ら名取市斎場に搬入する。	焼却のち埋め立て
	飼い主不明のもの		市が適宜収集する。	
事業活動から排出されるごみ・資源物	焼却ごみ		岩沼東部環境センターに直接搬入する。ただし、直接搬入できない場合は、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集する。	焼却のち埋め立て
	缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック資源、紙箱・紙袋・包装紙類、紙パック、段ボール、新聞・雑誌類、布類、金属製品類、ガラスくず類、せともの類、複合素材製品類、有害・危険ごみ			前処理のち資源化または埋め立て
	粗大ごみ等			前処理のち資源化または焼却もしくは埋め立て

(2) 地区ごとの一般廃棄物の収集日・収集回数について

収集回数 収集区分 収集地区 収 集 日		週 2 回	週 1 回リサイクル	月 2 回リサイクル	月 1 回リサイクル
		焼却ごみ	缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック資源、紙箱・紙袋・包装紙類	紙パック、段ボール、新聞・雑誌類、布類	金属製品類、ガラスくず類、せとの類、複合素材製品類、有害・危険ごみ
増 田		水・土曜日	火 曜 日	第 1・3 金曜日	第 2 金曜日
増 田 西		月・木曜日	金 曜 日	第 1・3 土曜日	第 2 火曜日
名 取 が 丘		水・土曜日	木 曜 日	第 1・3 月曜日	第 2 月曜日
閑 上		火・金曜日	水 曜 日	第 1・3 木曜日	第 2 木曜日
下 増 田		月・木曜日	水 曜 日	第 1・3 金曜日	第 4 金曜日
館 腰		月・木曜日	土 曜 日	第 1・3 火曜日	第 4 火曜日
愛 島		水・土曜日	木 曜 日	第 1・3 月曜日	第 4 月曜日
高 館	野来、前沖 1 区～8 区	火・金曜日	月 曜 日	第 1・3 水曜日	第 2 水曜日
	9 区～14 区				第 4 水曜日
ゆ り が 丘		火・金曜日	月 曜 日	第 1・3 水曜日	第 4 水曜日
相互台・相互台東		火・金曜日	月 曜 日	第 1・3 水曜日	第 4 水曜日
那智が丘・みどり台		火・金曜日	月 曜 日	第 1・3 水曜日	第 2 水曜日

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理について

し尿については、互理名取共立衛生処理組合の委託業者が、浄化槽汚泥については、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者がそれぞれ収集・運搬を行い、浄化センターに搬入し処理する。

(4) 災害廃棄物への対応について

災害廃棄物への対応については、別途対応を行うものとし、関係機関や民間の事業者との連携を図りつつ、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を図るとともに、市民生活の速やかな復旧・復興を期するものとする。

第 4 一般廃棄物処理業の許可

(1) 一般廃棄物収集運搬業

市が許可する一般廃棄物収集運搬業者は、令和 6 年度末時点で 33 業者となっているが、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集・運搬が行われており、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当

であるため、当分の間、一般廃棄物収集運搬業の新たな許可については、原則として見合わせることにする。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分業に伴う一般廃棄物収集運搬業や、既存の許可業者がこれまで行ってこなかった新たな取組の展開が見込まれるものについては、別途検討を行う。

(2) 一般廃棄物処分業

市が許可する一般廃棄物処分業者は、令和6年度末時点で2業者となっているが、市内で排出されたごみの処分については、亘理名取共立衛生処理組合の処理施設で行われており、一般廃棄物処分業の新たな許可については、原則として見合わせることにする。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分業のほか、亘理名取共立衛生処理組合や既存の許可業者がこれまで行ってこなかった新たな取組の展開が見込まれるものについては、別途検討を行う。

第5 一般廃棄物の排出抑制及び資源化の推進のための主な施策

(1) 正しい分別及び出し方の周知徹底

正しいごみや資源物の分別及び出し方を周知するため、「リサイクル 15 分別とごみ 2 分別の出し方」パンフレットを全戸に配布するほか、市ホームページやごみ分別促進アプリに掲載することで、家庭ごみの減量・リサイクルの啓発を進める。

また、「名取市ごみ減量等推進協議会」との連携による啓発活動、啓発イベントの実施や各種団体への出前講座等を通じ、ごみの正しい分別や出し方に関する意識の啓発を図る。

(2) 生ごみの減量・リサイクルの推進

一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付事業の活用を促進する。また、食品ロスの削減を目的とした「フードドライブ」に取り組むほか、食品ロスの行動指針を策定し市民への意識啓発を図ることで、生ごみの減量・リサイクルを促進する。

(3) リサイクル活動推進事業の推進

集団資源回収を行う子供会や自治会等に対し、紙・布・金属・びんの回収量に応じて奨励金を交付することで、ごみ減量、リサイクルの推進並びに地域コミュニティの形成を図る。

また、市役所、公民館や市内のスーパーマーケットで家庭用使用済天ぷら油回収活動を実施し、バイオディーゼル燃料として再利用することで、ごみの減量及び二酸化炭素削減を促進する。

(4) パソコンリサイクルの推進

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく回収・リサイクルが実施されているパソコンについては、市の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)や一般社団法人パソコン3R推進協会の回収ルートに誘導することで、リサイクルを促進する。

(5) ごみ集積所における清掃推進員の活動支援

ごみ集積所ごとに1名ずつ「清掃推進員」を設置し、清掃推進員の活動として、ごみ集積所の利用者に対し、ごみの正しい分別及び出し方を指導するとともに集積所の清潔を保持することで、ごみの減量の推進及び生活環境の保全を図る。また、清掃推進員の活動を支援するため、地域の申し出により必要な清掃資機材を交付するほか、清掃推進員研修会を実施する。